

定期監査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、下記のとおり監査の結果を公表します。

令和2年2月14日

香美市監査委員 岡本 明弘
香美市監査委員 岩崎 昭雄
香美市監査委員 小松 紀夫

記

1 監査の対象

農林課、消防本部消防課、建設課（平成30年度・令和元年度）

2 監査の実施日

令和2年2月10日、12日、13日、14日

3 監査の方法

監査にあたっては、監査対象課の契約事務を中心に関係法令及び予算に基づいて適正かつ効率的に行われているかどうかについて関係書類を照合検査するとともに、関係職員等からの説明を受けた。

4 監査結果

一部で改善又は注意を要する事項が見受けられたが、概ね良好に処理されているものと認める。

今後は、指摘事項等に留意したうえで事務執行にあたること。

なお、指摘事項について措置を講じた場合は、地方自治法第199条第12条の規定に基づきその旨を通知されたい。

改善等を要する事項

- (1) 香美市文書事務取扱規程第39条第2項の保存期間が満了していない文書を綴った簿冊が不明になっているものがあった。香美市文書事務取扱規程第40条に基づき厳正な事務処理に努められたい。（建設課）
- (2) 土地等の賃貸借契約において、不適切なものが見受けられた。賃貸借料の支払い時には、支払いすべき相手方を精査し厳正な事務処理に努められたい。（消防本部消防課）